2 コンプライアンスの確保にかかる取組について

(1) コンプライアンスに関する研修等の実施

【総務局監察部主体】

| 名 称 | 実施内容等 | | |
|----------------|-----------------------------|--|--|
| | ・外部講師による集合型研修(所属長・部長級)【今年度実 | | |
| 階層別コンプライアンス研修 | 施なし】、(課長・課長代理級)【実施検討中】 | | |
| (各階層に応じた内容で実施) | ・e-ラーニング研修(課長・課長代理級)【9~10月】 | | |
| | ・少人数型研修(業務主任等)【今年度実施なし】 | | |

【水道局主体】

| 名 称 | 実施内容等 | | |
|---|--|--|--|
| コンプライアンス推進強化月間 (職場の実態に応じた各種の取組を集 中的に実施) | 局長トップメッセージの発信、コンプライアンス意識啓 発に係る職場周知、啓発ポスターの掲示等を行う。【9月】 | | |
| コンプライアンス職場研修* (職場課題・実態に応じた内容で実施) | 課長・課長代理級職員が講師となり実施する。係長級以下 の全職員が対象【10~12月】 | | |
| 法務研修* | 法的リスク管理(発注者の責任、履行期限の明確化、偽 装請負)に係る研修を実施する。【8月】 | | |
| 不当要求対応研修** | 総務課調査役(大阪府警OB)が講師となり、不当要求 行為に対する対処方法等に係る研修を実施する。【12月】 | | |

[※]実施方法については検討中

(2) 公益通報制度の運用

大阪市公正職務審査委員会において調査を行う必要があると認められた案件について、水道局通報処理委員会により事実関係等を調査する。

調査の結果、違法・不適正又は不適切な事実が確認された場合は、各職場が自浄 作用を発揮して、当該事実に対して主体的に是正・再発防止措置に取り組む。

【令和2年度受付分の状況】(R2.6.24 現在)

・ 受付件数 2件(大阪市公正職務審査委員会で審議中、調査中のものは除く。)

O 大阪市公正職務審査委員会で通報内容を審議した結果、通報内容に具体性が乏しいため、意見・要望として取り扱われるべき内容であるため等の理由により、公益通報制度としての調査その他措置を取る必要があると認められなかったもの

| No | 概要 | 審議結果 | 水道局の対応等 | |
|----|---|--|---------------------------------------|--|
| 1 | 【調査の隠べい】 ある水道センターに不正な残業の通報があり、関き取り調査を実施することとなったようだ、関き取りに際し、課長、係長、統括、組合の分会長の4人がグルになっていから関いた。調査に対するQAを作ったという話を知り合いから関いた。調査に際して、このように事前に職員が答える内容を示し合わせるのであれば、通報や調査の意味がない。厳しく対処してほしい。 | (理由) ・通報内容に具体性が乏しいため ・意見、要望として取り扱われるべき 内容であるため | (水道局の対応) ・通報内容について、関係課へ情報提供 した。 | |

| 2 | 【緊急事態宣言下でのテニスコートの営業】 ・緊急事態宣言が出されて、大阪市のテニスコートはほぼ営業を自粛しているのに、水道 局運営のくにじまテニスコートはまだ営業を 続けている。 ・すぐに営業を自粛するべきだ。 | ・意見、要望として取り扱われるべき | (水道局の対応) ・通報内容について、関係課で既に対応 済みであった。 |
|---|---|-------------------|---|
|---|---|-------------------|---|

【令和元年度受付分の状況】(R2.6.24 現在)

・ 受付件数 12件(大阪市公正職務審査委員会で審議中、調査中のものは除く。)

〇 大阪市公正職務審査委員会(以下「委員会」という。)で通報内容を審議した結果、所属において調査を行う必要があると認められたため、当局において調査等を行なったところ、通報にあるような違法又は不適正な事実が確認されず、委員会へ報告した結果、勧告を受けなかったもの

| No | 、安貝芸へ報告した結果、勧告を受けなり 概要 | 審議結果 | 水道局の対応等 |
|----|--|--|---|
| 1 | 【不正な超過勤務】 ・ある水道センターにおいて、不正な超過勤務が行われている。 ・振替勤務として申請するところ、3日前以降に知ったことにして超過勤務にしている。 ・6時間以上の勤務であれば45分の休憩を取得することとなっているため、勤務時間をあえて5時間30分等とし、45分の休憩を取得しないようにしている。 ・休日勤して取員は、休憩時間以外でも、コンビニに買い物に行っている。 | な事実が認められないため。 不適切な事実が確認されたが、再発 防止の措置がとられつつある。 (確認された不適切な事実) ・平日・休日を問わず、超過勤務を前 提とした事務処理が行われていた事実 (付言) | (水道局の対応) ①必要に応じて業者指導を行うなど、業務の調整方法について検討すること ②休日勤務のうち、ほぼ毎週発生する土曜日の勤務について、あらかじめ勤務命令を行うなど、職員への命令方法について検討すること ③業務内容を増やすなどして休日勤務の 1日振替の利用について検討することの超過勤務を前提とした事務処理が表とのとれることから、事務処理の方法や業務分担の見直し等について検討すること |
| 2 | 【職員の不誠実な対応】 ・受注した配水管撤去工事において試験掘りをしたところ、配管ルートと図面が異なっており、これを水道局に指摘したが認めなかった。 ・工事施工に係る質問に対しても水道局から回答がなかった。 ・設計変更を行う際、契約金額をかかった分幾らでも増額するという話であったが、後からそれは難しいと断られた。 ・建設業を廃業する予定であるが、工期延期に対応するよう迫られた。 | 勧告は行わない。 (理由) 調査結果によれば、違法又は不適正な事実が認められないため。 (付言) 契約上の支障が生じないよう、契約内容に関わる内容については、契約相手に対して、丁寧な説明を行うよう努められたい。 | (水道局の対応) ・監督員が変更される際、引継ぎが行われていなかった点が見受けられたことから、後任者への引継ぎに際しては、十分に時間を確保した上で引継ぎを行うよう管理監督者に指示をした。 ・設計コンサルから納品を受けたCDー界の保存で一夕を十分に確認していれば、配管の埋設位置が異なる2つの設解を手渡すことを避けることができえられることから、所管部署に対し、CDースことから、所管部署に対し、CDースの内容を十分に確認した上で受注者に提供するよう指示をした。 |

O 委員会で通報内容を審議した結果、第一義的には所属において対処すべき事項であるため、公益通報制度としての調査その他措置を取る必要があると認められなかったもの

| No | 概要 | 水道局の対応等 |
|----|--|--|
| 3 | 【喫煙、マイカー通勤】 ・ある職員が以前から勤務時間内の喫煙を繰り返している。 ・勤務時間中に、担当していた近くの業者の事務所に行き喫煙をしている。 ・休日勤務の際、その事務所の駐車場に車やバイクをとめているようだ。 | (水道局の対応) ・通報内容について水道局独自の事実確認を行った。 ・通報者が指摘する事実は確認されなかった。 |
| 4 | 【セクハラ行為等】 ・ある男性職員が、女性職員に対しプライベートに関する事を聞いたり、強引に昼食に誘う行為。 ・性的不快感を与えるラインを頻繁に送る行為。 ・このまま放置すれば、女性職員の出勤拒否や、事件に発展するおそれもあるため早急な対応を願う。 | (水道局の対応) ・通報内容について水道局独自の事実確認を行った。 ・調査の結果、男性職員がラインで繰り返し食事に誘う等の行為は、事実として認められたが、当該女性職員が明確に断っていない等、本件がセクシュアルハラスメントに該当するとまでは言い難い。 ・しかしながら、二度と同様の行為を繰り返さないよう、直属の担当課長が男性職員に対し、指導を行った。 ・所属長に対し、同様の事象が二度と起こらないよう、所属職員に対する研修の実施を求めた。 |

| 5 | 【コーヒーを飲みながら運転する職員】 ・水道局の車に乗車している2名の職員が、コンビニでアイスコーヒーを買って、飲みながら運転していた。 ・以前にも同様のことを見かけ連絡したが、全く改善されていない。 | (水道局の対応) ・通報内容について水道局独自の事実確認を行った。 ・通報者が指摘する事実は確認されなかった。 |
|---|---|---|
| 6 | 【水道事業者の施工不備】 ・漏水のためある水道業者がメータ取替作業を行った際、メータと水道管の間のパッキンを入れ忘れたため、メータ取替後も漏水が続いた。これは施工ミスである。 ・お客さまセンターに電話し、すぐに来てほしい旨を何度も伝えているが、全く来ない。 来ない理由も言わない。 | (水道局の対応) ・通報内容について水道局独自の事実確認を行った。 ・通報者が指摘する事実は確認されなかった。 ・また、お客さまからの連絡に対し、水道局として適切に対応しなかった事実は確認できなかった。 |

〇 委員会で通報内容を審議した結果、条例対象外の事項であるため、大阪市職員等に関する事実の摘示としての具体性が乏しいため、通報内容に具体性が乏しいため、意見・要望として取り扱われるべき内容であるため等の理由により、公益通報制度としての調査その他措置を取る必要があると認められなかったもの

| No | 概要 | 概要審議結果 | | |
|----|--|---|---------------------------------------|--|
| 7 | 【入札談合】 ①ある業者が電気工事の入札において談合を 行っている。 ②その業者は脱税も繰り返し行っている。 | (理由) ①通報内容に具体性が乏しいため ②条例対象外の事項である (大阪市職 員等に関する事実の摘示ではない) た | (水道局の対応) ・通報内容について、関係課へ情報提供 した。 | |
| 8 | 【勤務時間中の喫煙】 ・ATCにいるが、勤務時間中の喫煙が目立 つ。写真も添付する。 | (理由) 大阪市職員等に関する事実の摘示と しての具体性が乏しいため | (水道局の対応) ・特になし。 | |
| 9 | 【水道局の使用許可】 水道局発注工事について無償で使用許可しないことを電話で伝えたが、返事がなければ 勝手に工事をするという書面が届く条例の見 直しがなければ、無償で許可しない。 | (理由) 通報内容に具体性が乏しいため。 | (水道局の対応) ・特になし。 | |
| 10 | 【再生砕石に含まれるアスベスト】 ・2012年以前に完成した水道工事で使用している「再生砕石」にアスベストが含まれている可能性があるので掘り起こして調べるべきだ。 ・破損した水道管に、土壌のアスベストが混入する可能性があるのに、どの様な調査・措置をするのか回答がない。 | (理由) 意見、要望として取り扱われるべき 内容であるため。 | (水道局の対応) ・通報内容について、関係課へ情報提供 した。 | |
| 11 | 【漏水減量申請に対する受付の可否】 ・当社管理の建築物において漏水が発生し多 大なる水道料金が発生した。 ・基準に記載のない、修繕証明を出さないと 減量申請を受け付けない行為が行政上の問題 がないか所見を伺う。 | (理由) 意見、要望として取り扱われるべき 内容であるため。 | (水道局の対応) ・通報内容について、関係課へ情報提供 した。 | |
| 12 | 【作業中の喫煙】 ・夜間に断水工事をしていたが、青い作業服の職員らしき人物がタバコを吸っていた。 ・業者に偉そうな口調で命令をしていて不愉快になった。職員の教育をお願いする。 | (理由) 通報内容に具体性が乏しいため。 | (水道局の対応) ・通報内容について、関係課へ情報提供 した。 | |

(3) コンプライアンス相談窓口

対応が困難な事案に直面した職員が、孤立したりひとりで抱え込んだりして不当要求に応じてしまうなど、コンプライアンス上問題ある事象をひき起こすことのないよう、様々な相談を受け付け、取るべき措置や対応策について助言指導する。

また、所轄警察署等に対して調査依頼や事実確認、及び緊急時の対処要請等の連絡調整をするとともに、各課等がトラブル相手との現場対応等を行う際、必要に応じて同行して対処支援する。

○相談窓口対応状況(平成29年度以降)

(R2.6.24 現在)

| 年 度 | 件数 | 相談内容 | |
|--------------|---|--|--|
| 令和2年度 | 2件 | 水道センター1件、その他1件 料金に関する苦情相談1件(現場同行) 交通違反に関する相談1件(警察署へ確認) | |
| 令和元年度 | 水道センター8件、庁舎2件、その他1件 (交通事故・交通違反に関する相談6件(警察署へ確認) 抗議等に関する相談1件(警察署へ確認) 料金に関する相談1件(警察署へ連絡調整、立件の検討) 工事に関する苦情相談2件(うち警察署への連絡調整1件) 災害時の対応に関する相談1件(警察署へ確認) | | |
| 平成 30 年度 9 件 | | 水道センター4件、庁舎5件 (工事に関する苦情相談2件、トラブル等対応に関する相談6件 水道メータ盗難被害に関する相談1件(警察署へ連絡調整) | |
| 平成 29 年度 | 8件 | 水道センター6件、庁舎2件 (工事に関する苦情相談3件(現場同行1件、警察署への連絡調整2件) 料金に関する苦情相談2件、トラブル等対応に関する相談3件 | |

(4) 内部統制便りの発行

コンプライアンス確保のために必要な情報をタイムリーに発信して局全体で共有することで、局職員のコンプライアンス意識の一層の向上と定着を促進するため、 水道局内部統制に係る取組などを紹介した「内部統制便り」を年4回発行する。

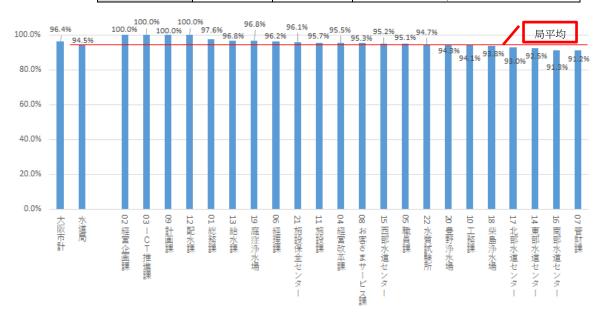
(5) コンプライアンスアンケートの実施

全職員に対し無記名によるコンプライアンスアンケートを実施し、コンプライアンス確保の取組に係る効果を測定する。(11~12月)

【令和元年度 アンケート結果(「大阪市水道経営戦略(2018-2027)」目標値)】

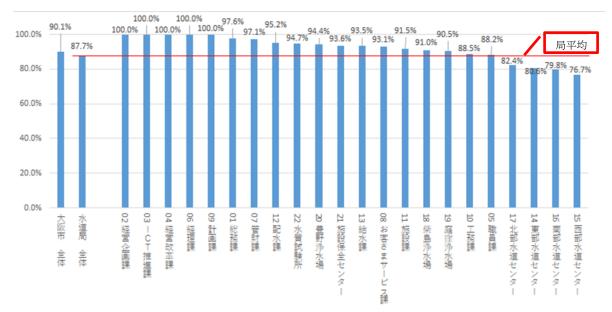
- 日々の業務を執行するにあたって、適切に行えているか、日常的にチェックを行っていますか。
 - ・「行っている。」と回答する職員の割合

| | 大阪市 | 水道局 | 「大阪市水道経営戦略(2018-2027)」目標値 | |
|----------|-------|--------|---------------------------|-------|
| 令和元年度 | 96.4% | 94.5% | 80%以上 | 達成 |
| 平成 30 年度 | 96.6% | 95. 4% | 80%以上 | 達成 |
| 平成 29 年度 | 79.3% | 73. 5% | (未設定) | (未設定) |



- あなたの直属の上司が日々の業務において「コンプライアンス」を意識している と思いますか。
 - ・「そう思う。」と回答する職員の割合

| | 大阪市 | 水道局 | 「大阪市水道経営戦略(2018-2027)」目標値 | |
|----------|-------|--------|---------------------------|-------|
| 令和元年度 | 90.1% | 87. 7% | 78%以上 | 達成 |
| 平成 30 年度 | 90.0% | 87. 1% | (未設定) | (未設定) |
| 平成 29 年度 | 76.3% | 71.9% | (未設定) | (未設定) |



【令和2年度 目標(「大阪市水道経営戦略(2018-2027)」目標値)】

- ・適切に業務が行われているか日常的にチェックを行っていると考えている職員の 割合を 96%以上 とする。
- ・直属の上司が日々の業務において「コンプライアンス」を意識していると評価する職員の割合を 88%以上とする。